

答申第105号
(諮問第125号)

答 申

第1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成29年10月16日付けで行った公文書一部公開決定処分については、別表の「公開すべき部分」欄に掲げる部分を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、平成29年8月20日付けで、実施機関に対して、「大分県内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書（加害教師の反省文、顛末書、診断書、事情聴取記録、その他一切の添付文書等を含む）（平成24年度分）」を内容とする公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書として、別表の「公開請求に係る公文書の件名」欄に記載した公文書（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、同表の「非公開情報」欄に掲げる部分を非公開とする一部公開決定処分（以下「本件一部公開決定処分」という。）を行い、平成29年10月16日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件一部公開決定処分について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年10月29日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件一部公開決定処分を取り消し、変更するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の一部公開範囲

本件対象公文書の一部公開範囲は、条例並びに関連する平成18年12月22日大阪高等裁判所判決（以下「平成18年大阪高判」という。）、平成23年2月2日大阪高等裁判所判決（以下「平成23年大阪高判」という。）及び平成29年3月2日神戸地方裁判所判決（以下「平成29年神戸地判」という。また、上記3つの判決を「関連判決」と総称する。）等に照らし、違法な非公開部分を含むものである。

(2) 条例第7条第1号について

ア まず、関連判決においては、学校において教師が行った体罰は、加害教師に関しては、「職務の遂行に係る情報」とであると認定され、公務員のプライバシーではないとされている。関連判決により、プライバシー型の条例を有する兵庫県、神戸市その他多くの自治体の教育委員会では、体罰事故報告書の学校名、校長名、加害教師名等は原則公開とされてきている。非公開が認められているのは、児童生徒の氏名、関係者の住所等ごく一部にすぎない。

次に、条例第7条第1号ハでは、公務員の職務遂行情報については、「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの（括弧内略）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であっても、公開せねばならないはずである。

また、最高裁判所はじめ各種の判決・答申においては、プライバシー型の規定を採用している地方公共団体の条例と個人識別型の規定を採用している地方公共団体の条例とで個別の情報の取扱いに実質的に大きな差異をつけてはいない。個人識別型の規定においても、公務員の氏名等の公開が争われた判決の例としては、公務員の職務の遂行に関する情報は「個人に関する情報」に該当しないとされた例がある。

以上より、個人識別型の条例をもつ自治体においても、体罰事故報告書においては教員名も含め公開されるべきである。

よって、体罰加害教員の氏名が公開されることは条例及び判例が予定しているところであり、教員名等の非公開は認められない。したがって、加害教員の識別可能性を理由とした教員名、職名等の非公開は認められない。

その他年齢、授業名、発生場所、学年、性別、負傷の程度、当事者の意見、校長所見、教科、教室見取図、校務分掌、行事名、行状なども同等であり、その他、条例に照らして違法な非公開範囲が他にもあれば、全て公開されるべきである。特に負傷の程度や当事者の性別など、到底個人識別に至らない、かつ体罰事件にとって本質的な情報が非公開とされている。また、これらを公開すると被害児童生徒が特定されるのではないかという点について、上記関連判決に照らして非公開が認められるのは被害児童生徒や保護者の氏名、関係者の住所のみであると思われる。これらを除けば、「特定の個人が識別されうるもの」とはいえないし、裁判所の判断も同様である。

なお、上記司法判断は、個人特定のための「他の情報」については、「一般人基準」を取ることを求めている。学校名や教員名を公開するとそれだけで被害児童生徒が特定されるとの考えに立つものかもしれないが、そのこと自体も上記関連判決で否定されている。

イ 条例第7条第1号本文では、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（以下「権利利益侵害情報」という。）を非公開情報として規定する。しかし、この条文が適用されるのは、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られる。「関係者の発言・意見・見解」、「校長所見」等と見られる部分が非公開とされているが、関係者の発言・意見だというだけで高度なセンシティブ情報には当たらない。そうした例外的な事例があればそれに限って非公開とすれば足りる。

(3) 条例第7条第5号について

非公開理由としては、他に条例第7条第5号該当がいわれているが、これらも関連判決の中で全て否定されてきている。ここでいう「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」や「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」の解釈からして、客観的判断や支障の程度の実質性が求められ、おそれといった抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されることなどに照らし、主観的形式的抽象的に主張されているにすぎず、認められない。何よりも既に教員名を公開している多くの自治体で同様の事態が続出して「事務の適正な遂行に支障」や「公正かつ円滑な人事の確保に支障」が生じている、などということはない。

第4 実施機関の弁明の要旨

本件審査請求に対する実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象公文書の内容について

本件対象公文書は、教職員の非違行為に関する報告要項（平成14年11月22日教育長決裁）に基づき、平成24年度に実施機関が収受した「体罰報告書」、「教職員の非違行為について（報告）」及び「体罰速報」並びにこれらの報告に付随して実施機関に提出された公文書である。

本件対象公文書に記載されている内容は、加害教員の氏名等、被害生徒の氏名等、体罰の内容、体罰の発生場所及び日時、体罰発生後の生徒及び保護者の状況、校長の所見、加害教員の反省内容、被害生徒の傷病の状況等である。

2 本件対象公文書における非公開情報の有無について

(1) 本件対象公文書には、条例第7条第1号及び第5号に規定する非公開情報が含まれると判断されるため、以下その理由を明らかにする。

(2) 条例第7条第1号について

ア 個人識別情報について

(ア) 個人の識別可能性の判断基準について

ある情報が、特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を含む。以下「個人識別情報」という。）のうち「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報」に該当するか否かの判断においては、照合の対象となる「他の情報」の範囲について、一般人が入手し得る情報とする一般人基準と、地域住民等の特定の立場にある者が入手し得る情報とする特定人基準のどちらを採用すべきかという問題がある。

これを、被害生徒との関係について見ると、一般人が図書館で閲覧可能な教職員録（学校別に教職員の職、氏名、担当教科等が記載されている。）、情報公開請求により取得可能な学校要覧等の情報と照合することにより被害生徒を識別することができることとなる情報に当たるか（一般人基準）、学校関係者、卒業生、当該学校が所在する地域の住民等が入手し得る学級名簿、卒業アルバム等の情報と照合することにより被害生徒を識別することができることとなる情報に当たるか（特定人基準）という違いがある。

この点、判例では、平成18年大阪高判及び平成23年大阪高判において、一般人基準を採用すべきと判示している。なお、平成29年神戸地判では、原則一般人基準を採用すべきであるが、事案によっては特定人基準を採用すべき場合もあると判示している。

本件対象公文書については、以下の理由から特定人基準を採用すべきと考える。

- ① 体罰の被害生徒は、加害教員からの体罰による身体的又は精神的な被害の他に、体罰の事実を知った周囲の者による誹謗、中傷等による二次的被害を被る可能性がある。
- ② 大分県では、大都市圏に比べ生徒数が少ない学校が多く、これらの学校で、一般人基準を採用し、加害教員の氏名等から被害生徒のクラスが特定されると、被害生徒が特定される可能性が高い。
- ③ 平成17年3月23日大分県情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第27号。以下「平成17年大分県答申」という。）では、体罰報告書における被害生徒の情報の要保護性が強いため、被害生徒の権利利益を保護する必要があることを理由に特定人基準を採用すべきとしているところ、同答申後に社会情勢の変化があったとしても、体罰行為が被害生徒に与える身体的又は精神的な影響及び周囲の人間による二次的被害という点において本質的な変化はないため、被害生徒の情報の要保護性の強さ及び被害生徒の権利利益保護の必要性は何ら変わっていないため、同答申における特定人基準を採用すべきという論旨は現在も変わらずに妥当するものと考えられる。
- ④ 平成29年神戸地判は、「特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別、そのような事態までには至らない場合には、特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合により個人が識別されるかではなく、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り、非開示とすべきものと解される。」と判示している。

これを本件についてみると、体罰報告書に係る被害生徒の情報の要保護性は強く、また、被害生徒が特定されると、体罰の事実を知った周囲の人間によるうわさ話、誹謗、中傷等による二次的被害が生じ、さらに、その被害については、地方圏においては地域住民間のつながりが強く、地域住民の情報が伝播しやすいことから深刻な結果を生じ、回復することが困難となるため、本件における被害生徒のプライバシーが公開された場合、被害生徒の人格的利益が著しく侵害され、当該生徒の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合に該当する。

したがって、平成29年神戸地判の考え方によっても、本件では特定人基準を採用することとなる。

(イ) 本件対象公文書における非公開情報について

以上を前提に本件対象公文書における非公開情報を検討する。

まず、被害生徒及び保護者の氏名、住所等は、個人識別情報に該当し非公開情報である。

次に、加害教員の氏名等については、加害教員との関係では公務員の職務遂行に係る情報であるため条例第7条第1号ハに該当し公開情報となるが、これらの情報が公開され加害教員が特定されると、教職員録等の情報と照合することで被害生徒のクラスが明らかとなり、さらに、特定人基準により、被害生徒を識別することができることとなるため、被害生徒との関係では、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当し、非公開情報となる。

その他、被害生徒の年齢、生年月日、性別、学年学級、教室名、授業名、授業内容、担任や関係教員の氏名等については、これらの情報と学校要覧、教職員録等の情報を照合することで被害生徒のクラスが明らかとなり、さらに、特定人基準により、被害生徒を識別することができることとなるため、被害生徒との関係で、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当し、非公開情報となる。

イ 権利利益侵害情報について

(7) 条例第7条第1号本文は、個人の人格と密接に関係する情報については、当該個人が識別できない場合でも、当該個人がその情報をコントロールすべきであるという観点から、権利利益侵害情報を非公開情報としている。

したがって、権利利益侵害情報に該当するか否かの判断に当たっては、個人の人格と密接に関係する情報に該当するか否かを中心に、通常他者に知られたくないと考える情報に該当するか否かを判断すべきと解する。

(4) 本件対象公文書における非公開情報について

本件対象公文書の中で権利利益侵害情報に該当するものは、①被害生徒に係るもの、②保護者等に係るもの、③加害教員等に係るものに大別される。以下それぞれについて権利利益侵害情報に該当する理由を明らかにする。

① 被害生徒に係るもの

傷病の状況、診断内容、治療内容については、体罰により生じた負傷の具体的な内容であり、被害生徒の身体の状態に関する情報であるため、極めて機微にわたる私的なものであり、通常他者に知られたくないと考える情報である。したがって、権利利益侵害情報に該当する。

② 保護者等に係るもの

意見、要望、様子については、体罰の発生を受け、保護者等が加害教員や学校に対して表示した意見や要望の内容、加害教員等の謝罪に対する対応の様子等であり、保護者等の内心に関する情報であるため、個人の人格と密接に関係する情報である。したがって、権利利益侵害情報に該当する。

③ 加害教員等に係るもの

反省内容、感想、謝罪方法及び内容については、加害教員等による自身の行為に対する反省内容や感想、加害教員による被害生徒等への具体的な謝罪方法及び内容であり、当該教員等の思想、信条に関する情報であるため、個人の人格と密接に関係する情報に該当する。また、これらの情報は、当該教員等の内面の感情であり、職務遂行との関連性はないため条例第7条第1号ハには該当しない。

評価内容については、校長による加害教員等に対する勤務評価の内容であり、通常他者に知られたくないと考える情報である。したがって、権利利益侵害情報に該当する。

また、具体的な職務遂行に係る情報には該当しないことから、条例第7条第1号ハには該当しない。

(3) 条例第7条第5号について

ア 条例第7条第5号は、県の機関等の事務事業に関する情報の中には、公開することで事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものも存在するため、当該おそれがある情報を非公開情報としている。

イ 本件対象公文書における非公開情報について

本件対象公文書には、(7)「学校の授業運営に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」及び(イ)「人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」の2種類の非公開情報がある。

(7) 学校の授業運営に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて

これに該当する情報は、加害教員の氏名等の加害教員を特定し得る情報である。

これまで、大分県内の教育委員会において加害教師の氏名等を公開した事例はなく、また、九州沖縄の各県及び各市町村の教育委員会の中で加害教師の氏名等を公開しているものはごく一部にすぎない。この点において、既に加害教師の氏名等の公開の慣行が浸透しつつある兵庫県等とは状況が大きく異なる。

加害教師の氏名等の公開がほとんど行われていない地域において加害教師の氏名等が公表された場合、現に当該教師の授業を受けている生徒及びその保護者が当該教員が過去に体罰を行ったという事実に過度に反応し、当該教師を過度に恐れる可能性がある。その結果、生徒と当該教師との信頼関係が崩壊し、当該教師の指導を素直に受け入れられなくなり、授業が成り立たなくなるおそれがある。また、生徒や保護者から、当該教師の授業を受けたくない、当該教員を転任させて欲しい又は辞めさせてほしいなどの要望、苦情が学校や教育委員会に集中し、学校の授業運営が成り立たなくなるおそれがある。

上記のように、加害教員の氏名等を公開すると、生徒との信頼関係が崩壊し授業が成り立たなくなり、また、加害教員に係る苦情、要望が学校や教育委員会に集中し、その結果、学校の授業運営に実質的な支障が生じる蓋然性が十分に認められる。

したがって、加害教師の氏名等は、学校の授業運営に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

(イ) 人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものについて

まず、加害教員の氏名等の加害教員を特定し得る情報が該当する。これらの情報が公開された場合、加害教員に係る苦情や要望が勤務先の学校や教育委員会に集中し、また、インターネットに当該教員に係る情報が流出するおそれがある。その結果、当該教員が精神的に疲弊し、仕事に対する意欲を失う可能性がある。こうなると、当該教員の仕事の能率が低下するため、人材育成及び人材の有効活用という点において支障が生じる。

このように、加害教員の氏名等を公開した場合、当該教員が精神的に疲弊し、仕事に対する意欲を失い、その結果、人材育成及び人材の有効活用という点において実質的な支障が生じる蓋然性が十分に認められる。

次に、反省文、聴き取り調査等において表示された加害教員等の反省内容、感想等が該当する。これらの情報は、加害教員等に対し懲戒処分を行うか否か、行う場合はどのような処分を行うかを検討するに当たって重要な判断材料となる情報であるため、加害教員等の偽らざる本当の気持ちや考えを表示したものである必要がある。ところが、これらの情報が公開されるとすれば、今後、同様の事案において、教員が公開されることを意識して、

本当のことを述べなくなったり、差し障りのないことを述べたりするようになる結果、適正な処分を行うことが困難になるおそれがある。

このように、加害教員等の反省内容、感想等を公開した場合、今後加害教員等が反省文や聴き取り調査で本当の気持ちを述べなくなり、その結果、当該教員の処分内容の検討に実質的な支障が生じる蓋然性が十分に認められる。

したがって、これらの情報は、人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものに該当する。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対する審査請求人の反論は、非公開理由の不当性に関するもので、おおむね次のとおりである。

弁明書の基本主張は、関連判決には従わないというものであり、司法判断をないがしろにするものという他ない。

三権分立、法治主義原則の下、一定の条例解釈や法的争点について判断が示されている場合、第一に行政が従うべきは、自身の独自の条例解釈ではなく、内部規定でもなく、諮問機関の答申などでもなく、司法判断である。個別事件（本件では体罰事故報告書の部分公開処分）をふまえた司法判断は、正に体罰事故報告書という特定の文書においての情報公開の法解釈が示されているものであるから、そこでの判断が優先する。

1 一般人基準か特定人基準かについて

弁明書では、特定人基準を採るべき理由につき縷々述べるが、要は確定した複数の裁判例に対して明確に従わない意思を示したものである。裁判所の確立した判断が、行政機関によって簡単に否定されるのでは、日本は法治国であるとはいえない。先例の無視、三権分立の否定である。

また、関連判決が特定人基準を原則否定し、一般人基準を示したのは、兵庫県や神戸市の地域的特性を考慮したためではなく、体罰事故報告書の公開基準についての一般的な法理としてである。平成29年神戸地判は、この点が争点となり、一般人基準を採ることで、原則として児童生徒の特定はできず、クラス担任や部活動担当教師の名前や学校名を、このことを根拠に非公開とすることを明確に否定したものである。他方で本判決も、これは原則であって、小規模校や被害児童生徒のプライバシーにより深く関わる例外的な体罰事例などにおいて、児童生徒の特定可能性やそのプライバシー保護の必要性から、教員名などを例外的に非公開とすることまでは禁じていない。であるから、そのような例外的な事情があるなら、そのことを明示した上で例外的に非公開範囲を広げればよい。その理由が説得的であれば問題はない。弁明書の問題点は、大分県の全ての公立学校が一律にこうした例外に当たる、としている点である。またそれゆえに、上記の神戸地判その他関連判決は適用されないと一方的に断じている点である。

また、そこで示される平成17年大分県答申は関連判決以前ののものであり、修正を免れない。

次に、児童生徒等の特定可能性については、特定人基準によっている点で正しくない。また、「学校要覧」等司法判断でも一般に入手できない情報とされたものを持ちだし、その上でクラス名簿など一般には入手できない情報を前提とするものであり認められない。

2 権利利益侵害情報の解釈は厳格であるべきことについて

「関係者の発言・意見・見解」、「校長所見」等と見られる部分が非公開とされているが、この程度の部分を権利利益侵害情報だとして非公開を認めた司法判断は一件もない。むしろ、そうではないからこそ公開が認められている。そうでなくこの程度の情報が権利利益侵害情報に該当するなら、体罰事故情報が全面非公開ともされかねず不当極まりない。これらを公開しても児童生徒や保護者の名前が伏されていれば個人識別はできない。

加害教員の被害児童生徒への謝罪などは、体罰行為の事後処理であり、それも含めて「職務遂行情報」であって、そこだけ切り離して「思想、心情」だとするのは恣意的かつ大げさにすぎ、条例第7条第1号の保護に値しない。例外的にそれに値するものがあるなら、個別に判断すればよい。校長等の加害教員に対する、また体罰事件に対する見解は、それも校長等の「職務遂行情報」であり、そこだけを切り出して「勤務評価」であるとはいえない。

3 本件条例第7条第5号非該当について

九州沖縄で教職員の氏名公開をしているところのごく一部であることは理由にならない。そうした司法判断無視の状況が続いている違法状態は直ちに正されるべきである。また兵庫県や関西地域で氏名公開が進んでいるのは「慣行」などではなく、司法によって命じられ、またそれを各地の教育委員会や情報公開審査会が参照したからである。

実施機関は、インターネットを利用した個人識別性云々を論じているが、判決では認められていない。司法判断は児童生徒の特定可能性につき、「一般人基準」を採っているところ、一般人の立場からすれば、ネット情報を基にしても、児童生徒を特定することはできない、ということである。

また、開示された情報を濫用してはならないことは条例が定めるところであって、濫用可能性とそれによるごく低い可能性の危険を前提としたこうした主張を許せば、非公開範囲は際限なく広がる。実施機関は、学校名や教師名を非公開としたいがために、判決が否定している「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」や「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を持ち出しているにすぎない。

第6 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関双方の主張を踏まえ、本件一部公開決定処分の妥当性について審議した結果、次のとおり判断した。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、平成24年度に実施機関が収受した大分県内の公立学校7校に係る「教職員の非違行為について（報告）」、「体罰速報」及び「体罰報告書」並びにこれらの報告に付随して提出された公文書である。

2 実施機関が非公開とした情報について

実施機関が本件対象公文書において非公開とした情報（以下「本件非公開情報」という。）については、以下のとおり分類することができる。

(1) 体罰を受けた児童生徒（以下「被害生徒」という。）の氏名、イニシャル、年齢、生年月日、

- 性別、住所、学年、学級学科、所属する部活動、体罰発生時の授業名、傷病の状況、診断内容、治療内容等並びに診断書の記載内容（傷病名等）及びQRコード（本件非公開情報1）
- (2) 被害生徒の保護者・近親者の氏名、続柄、住所及び職業（本件非公開情報2）
 - (3) 被害生徒の様子、出欠等の学業状況及び意見等（本件非公開情報3）
 - (4) 被害生徒の保護者などの意見等（本件非公開情報4）
 - (5) 体罰を行った教員（以下「加害教員」という。）の氏名、職名、印影、生年月日、年齢、性別、雇用形態、担当学年、担当学級、担当教科、担当部活動、校務分掌、経歴及び評価内容（校長による加害教員に対する評価内容）（本件非公開情報5）
 - (6) 加害教員以外の教員（被害生徒の学年主任及び学級担任並びに教頭及び同僚職員等）の職名、氏名、印影、生年月日、担当教科及び担当学年並びに教室名（発生場所）及び現場の見取図（本件非公開情報6）
 - (7) 加害教員及び加害教員以外の教員の反省の内容（本件非公開情報7）
 - (8) 評価内容（校長所見のうち加害教員に対する評価内容を除く部分）（本件非公開情報8）
 - (9) その他上記以外の者の情報（保護者会での役職名、PTA会長の氏名、医師の氏名及び印影、被害生徒と同じクラスの生徒の氏名及びイニシャル並びに保護者の続柄）（本件非公開情報9）

実施機関は、本件非公開情報1～9を条例第7条第1号本文に該当するとして、また、本件非公開情報5及び7を同条第5号に該当するとして非公開としている。

3 条例第7条第1号本文該当性について

(1) 条例第7条第1号について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることを定めている。

そして、同号ただし書ハにおいて、「当該個人が公務員等」である場合において、「当該情報とその職務の遂行に係る情報」であるときは、「当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名」及び「当該職務遂行の内容に係る部分」を例外的に公開することとしている。

本号の目的は、個人の正当な権利利益の保護であり、その中核的部分である個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別できる情報は原則として非公開としている。ただし、公務員等の職務内容に関する情報にはプライバシー侵害の問題は生じないと考えられることから、県民に説明する責務を全うするため、公務員等の職務の遂行に係る情報については、非公開情報から除外し公開することとしたものである。

(2) 照合の対象となる「他の情報」の範囲について

条例第7条第1号本文は、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる」情報を「特定の個人を識別することができる」情報に含めているが、これは、記録自体に含まれる情報だけでは特定の個人を識別することができないが、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものについても、個人識別情報として非公開情報となる旨を規定するものである。

この「他の情報」の範囲について、当審査会では、平成17年大分県答申で、「識別可能性

の基準を体罰事案で考えてみると、体罰事案の直接の当事者である教員や児童・生徒、その保護者を基準に考えると、公開の範囲は狭くなり、情報公開の趣旨は損なわれる。逆に、事案に全く関与しない第三者を基準に考えれば、確かに公開の範囲は広がるが、個人の権利利益保護という観点から不十分な場合が考えられる、「体罰事案の被害者の情報が個人の権利利益保護について要保護性が強い情報であることを考慮すると、事案に全く関与しない第三者を一般人として基準に考えることは問題で、少なくとも、地域住民を基準としなければ当該児童・生徒個人の権利利益の保護には十分でない」とし、体罰報告書の公開に関して、照合する「他の情報」は一般人が通常入手できる情報とする、いわゆる一般人基準ではなく、地域住民等特定の者が入手できる情報も照合範囲に含めるとする、いわゆる特定人基準を採る旨を答申している。

しかしながら、その後、平成18年大阪高判は「本件条例が前提とするのは、一般人が通常入手し得る関連情報と照合することによる方法であり、同方法によって特定の個人を識別することが相当程度の蓋然性をもってできる場合のみをいい、単に特定の個人を識別することができる可能性がある場合を除くものと解することが相当」である旨、平成23年大阪高判は「一般人が通常入手しうる関連情報と比較的容易に関連づけることができ、そのことにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合も含まれると解するのが相当」である旨、平成29年神戸地判は「当該被害生徒ないし当該体罰事故に関わる情報をもともと保有している者やそのような情報を入手しやすい状況にいる者がその情報を入手することを想定して当該被害生徒を特定し得るかどうかを決するとすれば、非開示の範囲が無限に広がりかねず、ひいては、市民の知る権利を具体化し、市の諸活動を市民に説明する責務を全うして市民の市政への参加等を推進するという本件条例における情報公開制度の趣旨を大きく没却する結果となり、相当でない」旨を判示した。

これらの判例や、個人の権利利益の保護との調和を図りつつ、非公開情報を限定して公文書を原則公開するという条例の趣旨を踏まえると、当審査会としては、体罰報告書等の公開・非公開を判断するに当たって、照合の対象となる「他の情報」は、原則として、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報とする、一般人基準を採るのが妥当であると考えられる。

ただし、平成29年神戸地判が「特定の立場にある者が有する情報あるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が開示されることにより、個人の人格的利益が著しく侵害され、当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別」と判示しているように、被害生徒が識別され、当該個人のプライバシーに関わる情報が公開されることにより、当該個人の人格的利益が著しく侵害され、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められるなどの場合には、特定人基準を採ることにより、被害生徒の権利利益の保護を図る必要があるものと考えられる。

(3) 権利利益侵害情報について

条例第7条第1号本文に規定する権利利益侵害情報について、審査請求人は、個人のカルテや著作物など高度なセンシティブ情報に限られる旨主張している。しかしながら、条例が、第7条第1号ただし書で、特定の個人を識別できる情報であっても、個人の権利利益を侵害することのないもの及び個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優越する場合に限って

公開することとしている点、カルテや反省文のように個人の人格と密接に関係する情報は当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきという考え方を踏まえれば、カルテと同様の傷病の状況等や特定の個人の心情、内面の感情又はその発露などの情報は、個人識別性がない情報であっても当該情報を本人の同意なしに第三者に流通させることは適当ではなく、それらを公にすれば個人の権利利益を害するおそれがあるというべきである。

(4) 本件非公開情報の条例第7条第1号本文該当性について

ア 本件非公開情報1について

本件非公開情報1のうち、被害生徒の氏名、イニシャル、生年月日、住所、学級学科及び所属する部活動は、個人識別情報と認められ、これらの情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

次に、被害生徒に関する診断書の記載内容（傷病名等）は、被害生徒の氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、特定の個人を識別することはできなくなる。しかしながら、診断書の記載内容は、カルテと同様に、個人の人格と密接に関係する情報であり、権利利益侵害情報であることから、これを非公開とした実施機関の判断は妥当である。また、QRコードについても、医師が診断書に記載した情報を格納したものであり、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

さらに、傷病の状況、診断内容及び治療内容等についても、診断書の記載内容と同様に、一般的に個人の人格と密接に関係する情報であると考えられることから、権利利益侵害情報と認められ、これらの情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。ただし、軽微な内容で、個人の人格と関係しない部分については、当該個人の権利利益を侵害するおそれがないと判断でき、その内容から特定の個人を識別することもできないことから公開すべきである。

次に、被害生徒の年齢、性別、学年及び体罰発生時の授業名は、基本的にはこれらを公にし、一般人が通常入手し得る情報と照合しても、特定の生徒を識別することはできないと考えられるため、公開すべきである。ただし、当審査会が本件対象公文書を見分したところ、5校目（大分県立〇〇〇〇高等学校）の事案については、体罰発生時の授業名を公開した場合、一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、被害生徒の識別につながるものと認められるため、非公開が妥当である。

また、6校目（大分県立〇〇〇〇高等学校）の事案については、個人の識別可能性が高まり、関係者等により被害生徒が特定された場合、当該個人の人格的利益が著しく侵害され、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められ、被害生徒の権利利益の保護を図る必要があるものと判断され、一般人基準ではなく、特定人基準を採ることが適当である。具体的には、被害生徒の年齢及び学年を公にしても特定の生徒を識別することはできないものの、性別を公開した場合は、個人の識別可能性が高まり、関係者等により被害生徒が特定される蓋然性が高まると認められることから、実施機関がこれを非公開としたことはやむを得ないと判断する。

イ 本件非公開情報2について

本件非公開情報2のうち、被害生徒の保護者・近親者の氏名、住所及び職業は、個人識別情報と認められ、これらの情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

しかし、被害生徒の保護者等の続柄は、公にしても特定の生徒を識別することはできないと考えられるため、公開すべきである。

ウ 本件非公開情報3について

被害生徒の様子、出欠等の学業状況及び意見等については、体罰前後の被害生徒の言動等は個人の心情、内面の感情又はその発露などに該当し、権利利益侵害情報であるとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。しかしながら、軽微な内容で、個人の人格と関係しない部分については、当該個人の権利利益を侵害するおそれがないと判断でき、その内容から特定の個人を識別することもできないことから公開すべきである。

エ 本件非公開情報4について

被害生徒の保護者などの意見等については、個人の心情、内面の感情、またはその発露などに該当し、権利利益侵害情報であるとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。しかしながら、軽微な内容で、個人の人格と関係しない部分については、当該個人の権利利益を侵害するおそれがないと判断でき、その内容から特定の個人を識別することもできないことから公開すべきである。

オ 本件非公開情報5について

本件非公開情報5については、加害教員の特定につながる情報であっても、公務員の職務遂行に係る情報に該当するものについては、公開すべきである。ただし、当該情報が、被害生徒の特定につながる場合には、被害生徒に係る個人情報として、非公開とすべきである。

まず、加害教員の生年月日及び校長による加害教員に対する評価内容は、職務遂行情報とは認められないため、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

次に、加害教員の氏名、職名、印影、年齢、性別、雇用形態、担当学年、担当学級、担当教科、担当部活動、校務分掌及び経歴（以下「加害教員の氏名等」という。）について、実施機関は、教員や児童生徒の状況を承知している者が特別な調査を行えば被害生徒の識別が可能となると主張している。しかし、上記の3（2）で述べたとおり、原則として一般人基準を採ることが妥当であるが、特に被害生徒の権利利益の保護を図る必要がある場合に、特定人基準を採るべきである。

当審査会が本件対象公文書を見分したところ、6校目（大分県立〇〇〇〇高等学校）については、当該事案の内容から特定人基準を採るべきであると認められたものの、加害教員の氏名等を公開しても被害生徒が特定されるとは認められず、当該情報は全て公開すべきである。

また、1校目（大分市立〇〇中学校）、3校目（豊後高田市立〇〇中学校）及び4校目（佐伯市立〇〇中学校）の事案においては、加害教員の氏名等を公開しても一般人が通常入手し得る情報と照合することにより、被害生徒の識別につながるものと認められないため、当該情報は全て公開すべきである。

しかしながら、2校目（大分市立〇〇小学校）の事案については、加害教員の氏名、印影及び担当学級を公開した場合に、5校目（大分県立〇〇〇〇高等学校）の事案については、加害教員の氏名、印影、担当学級、担当教科、担当部活動及び校務分掌を公開した場合に、

また、7校目（大分県立〇〇高等学校）の事案については、担当教科及び担当部活動を公開した場合に、いずれも、一般人基準によっても被害生徒の識別につながるものと認められるため、これらを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

カ 本件非公開情報6について

本件非公開情報6のうち、加害教員以外の教員の生年月日は、職務遂行情報に該当しないため、当該教員の個人情報としてこれを非公開とした実施機関の判断は妥当である。

次に、加害教員以外の教員の職名、氏名、印影、担当教科及び担当学年並びに教室名（発生場所）及び現場の見取図については、公務員の職務遂行に関する情報といえるため、被害生徒の識別につながる場合を除き、公開すべきである。

本件対象公文書を見分したところ、1校目（大分市立〇〇中学校）の事案については、被害生徒の学級担任である教員の氏名及び教室名（発生場所）を公開した場合に、2校目（大分市立〇〇小学校）の事案については、教室名（発生場所）を公開した場合に、5校目（大分県立〇〇〇〇高等学校）の事案については、被害生徒の学級担任である教員の氏名及び現場の見取図を公開した場合に、いずれも、被害生徒の識別につながると認められるため、非公開とした実施機関の判断は妥当であり、それ以外は公開すべきである。

キ 本件非公開情報7について

加害教員等の反省の内容については、個人の心情、内面の感情又はその発露などに該当し、権利利益侵害情報であるとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

一方で、既に公開された部分にも記載されている事故の概要等を表す事実に関する部分は、事実を述べているにすぎず、権利利益侵害情報に該当しないので公開すべきである。

ク 本件非公開情報8について

校長所見のうち、加害教員に対する評価内容を除いた部分は、本件事案に関する校長としての意見、見解であり、これは公務員の職務遂行に関する情報であり、公開すべきである。

ケ 本件非公開情報9について

本件非公開情報9のうち、保護者会での役職名及び被害生徒と同じクラスの生徒の保護者の続柄については、当該情報が公になっても、一般人にとっては個人が識別される情報とは認められず、公開すべきである。

一方、PTA会長の氏名、診断書に記載された医師の氏名及び印影並びに被害生徒と同じクラスの生徒の氏名及びイニシャルは、いずれも個人識別情報と認められ、これらの情報を非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

4 条例第7条第5号該当性について

(1) 本件非公開情報5について

実施機関は、加害教員の氏名等の加害教員を特定し得る情報は、「学校の授業運営に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」又は「人事管理に係る事務に関する情報であって、公にする

ことにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当すると主張している。

条例第7条第5号の「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、公文書公開請求権と実施機関がその行政活動によって実現しようとする公益との調和を図るため、非公開情報を限定している条例の趣旨から判断すると、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められる場合を意味するものと解すべきである。そして、事務の適正な遂行に支障を及ぼす情報か否かを判断するに当たっては、当該支障と当該情報を公開することの公益上の必要性とを比較考慮し、前者が後者を上回る場合にのみ、この非公開情報に該当すると解するのが相当である。

実施機関は、加害教員の氏名等が公表されることにより、生徒との信頼関係が崩壊し授業が成り立たなくなり、また、加害教員に係る苦情や要望が学校や教育委員会に集中し、学校の授業運営に支障が生じるおそれがある、あるいは、当該教員が精神的に疲弊し、仕事に対する意欲を失い、その結果、人材育成及び人材の有効活用という点において支障が生じることを懸念している。しかしながら、体罰自体が正当化され、許されるものではないことは明らかであり、体罰を行った加害教員においては、体罰を行ったことを反省し、二度と起こすことのないよう認識を改めるとともに、学校や教育委員会においても体罰の再発防止に全力を尽くすべきであり、当該支障を避けるために加害教員の氏名等を非公開とする必要性と、教育行政の透明性を高めて学校や教育委員会の信頼回復及び体罰の防止に資するものとして公開することの公益上の必要性を比較すると、前者が後者を上回るということとはできない。

したがって、学校の授業運営や人事管理に係る事務の適正な遂行に支障があるとは考えられないので、条例第7条第5号に該当するとは認められない。

(2) 本件非公開情報7について

当該情報のうち、事故の概要等を表す事実に関する部分を除く加害教員等の心情、内面の感情又はその発露などといった個人の内心に関する部分については、既に上記の3(4)キで、権利利益侵害情報として条例第7条第1号の規定に該当し、非公開妥当と判断している。

5 結論

以上のことから、別表の「公開すべき部分」欄に掲げる部分は公開すべきである。他の点については、実施機関が非公開としたことは妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 附言

当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、実施機関の一部公開決定処分において非公開とした情報が記載された部分にマスキング（黒塗り）をしていない箇所が複数見受けられた。また、公開・非公開に係る判断において整合性がないと思われる点が見受けられた。

このように、非公開とすべき情報が公開されたり、公開・非公開の決定の判断があいまいと取られたりすることは、行政への信頼を損なうなどの重大な事案に発展しかねない問題であることは言うまでもない。

実施機関においては、このことを十分に理解の上、今後、公文書の公開に当たっては慎重な手続に努められたい。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 1月 4日	諮 問
平成30年 1月31日	事案審議（平成29年度第10回審査会）
平成30年 2月21日	事案審議（平成29年度第11回審査会）
平成30年 3月14日	事案審議（平成29年度第12回審査会）
平成30年 4月25日	事案審議（平成30年度第1回審査会）
平成30年 5月30日	事案審議（平成30年度第2回審査会）
平成30年 6月27日	事案審議（平成30年度第3回審査会）
平成30年 7月30日	事案審議（平成30年度第4回審査会）
平成30年 8月29日	事案審議（平成30年度第5回審査会）
平成30年 9月21日	事案審議（平成30年度第6回審査会）
平成30年10月31日	事案審議（平成30年度第7回審査会）
平成30年11月28日	事案審議（平成30年度第8回審査会）
平成30年12月26日	事案審議（平成30年度第9回審査会）
平成31年 1月21日	事案審議（平成30年度第10回審査会）
平成31年 2月27日	事案審議（平成30年度第11回審査会）
平成31年 3月27日	事案審議（平成30年度第12回審査会）
平成31年 4月24日	事案審議（平成31年度第2回審査会）
令和 元年 5月29日	事案審議（令和元年度第3回審査会）
令和 元年 6月26日	事案審議（令和元年度第4回審査会）
令和 元年 7月31日	事案審議（令和元年度第5回審査会）
令和 元年 9月25日	事案審議（令和元年度第6回審査会）
令和 元年10月30日	答申案審議（令和元年度第7回審査会）
令和 元年11月27日	答申決定（令和元年度第8回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
吉 田 祐 治	弁護士	会長
城 戸 照 子	大分大学経済学部教授	
森 竹 嗣 夫	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	大分合同新聞社特別顧問	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	

別表（本件対象公文書一覧）

「公開すべき部分」欄の丸数字は、答申本文8頁に記載した「本件非公開情報」の番号である。
 「公開すべき部分の詳細」における
 ・頁（ページ）数とは、本件対象公文書に1枚目から順次ページを振ったものである。
 ・○行目とは、文字が記載されている行を一番上から1行目として、順次数え上げたものである。
 ・○文字目とは、1行中に記載された文字を左詰りにした場合、一番左の文字を1文字目として順次数え上げたものである。
 なお、句読点、文頭の記号等及び括弧はそれぞれ1文字とみなし、空白は除いている。

番号	校名	公開請求に係る公文書の件名	非公開情報	非公開理由	公開すべき部分	公開すべき部分の詳細
1 (1510頁)	① 大分市立○○中学校	教職員の非違行為について(報告) (平成24年11月5日付け)	・被害生徒の氏名、年齢、生年月日、性別、住所、学年学級、傷病の状況、診断内容、治療内容、家族構成 ・教室名、授業名 ・医師の氏名、印影 ・被害生徒の担任及び学年主任の氏名 ・被害生徒の保護者及び親族の意見、要望	・大分県情報公開条例(以下「条例」という。)第7条第1号に該当するため(個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの)	①被害生徒の年齢、性別、学年、体罰発生時の授業名 ②被害生徒の保護者の続柄 ③被害生徒の様子 ④被害生徒の保護者の意見、要望 ⑥被害生徒の学年主任の氏名	・1頁目中、被害生徒の保護者の続柄、授業名、35行目7文字目から19文字目まで ・2頁目中、被害生徒の保護者の続柄、2行目32文字目から3行目11文字目まで ・4頁目表中、被害生徒の年齢、性別、学年、保護者の続柄及び体罰発生時の授業名 ・5頁目表中、被害生徒の保護者の続柄 ・7頁目中、被害生徒の年齢 ・8頁目中、被害生徒の学年、授業名、保護者の続柄及び学年主任の氏名 ・9頁目中、17行目28文字目から40文字目まで
			・加害教職員の職名、氏名、印影、生年月日、年齢、性別、担当学年学級、担当教科、評価内容、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号に該当するため(学校の授業運営に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの又は人事管理に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの)	⑤加害教員の氏名、職名、印影、年齢、性別、担当学年、担当学級、担当教科 ⑦反省内容(事実関係) ⑧評価内容(校長所見のうち加害教員に対する評価内容を除く部分)	・1頁目中、加害教員の職名、氏名、年齢及び担当教科 ・4頁目表中、加害教員の職名、氏名、年齢、性別、担任学年、担当学級及び担当教科 ・5頁目表中、加害教員の職名及び氏名、第2欄第5項2行目1文字目から17文字目まで、4行目35文字目から6行目文末まで ・8頁目中、加害教員の職名、氏名、印影、担当学年及び担当教科 ・9頁目中、加害教員の職名、氏名、印影、17行目18文字目から27文字目まで、20行目20文字目から21行目9文字目まで、22行目7文字目から33文字目まで
2 (1518頁)	② 大分市立○○小学校	教職員の非違行為について(報告) (平成24年10月2日付け)	・被害生徒の保護者の意見 ・被害生徒の氏名、年齢、学年学級、性別、意見、様子、学業状況、家族構成 ・教室名	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の年齢、学年、性別 ②被害生徒の保護者の続柄 ③被害生徒の様子、学業状況 ④被害生徒の保護者の意見	・11頁目中、被害生徒の学年、保護者の続柄 ・12頁目中、被害生徒の保護者の続柄、11行目10文字目から20文字目まで ・14頁目表中、被害生徒の年齢、学年、性別、様子、保護者の続柄 ・15頁目表中、被害生徒の保護者の続柄 ・16頁目中、被害生徒の保護者の続柄、22行目14文字目から34文字目まで、29行目37文字目から30行目3文字目まで、30行目4文字目から29文字目まで ・17頁目中、被害生徒の保護者の続柄、2行目1文字目から13文字目まで
			・加害教職員の職名、氏名、印影、生年月日、年齢、性別、担当学年学級、担当教科、経歴、謝罪方法及び内容、参考とする事項、評価内容、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の職名、年齢、性別、担当学年、経歴 ⑦反省内容(事実関係) ⑧評価内容(校長所見のうち加害教員に対する評価内容を除く部分)	・11頁目中、加害教員の職名、年齢及び担当学年 ・13頁目中、加害教員の経歴 ・14頁目表中、加害教員の職名、年齢、性別及び担当学年 ・15頁目表中、第2欄第5項7行目6文字目から文末まで ・16頁目中、加害教員の職名 ・18頁目中、加害教員の職名、18行目19文字目から19行目から2文字目まで、20行目27文字目から41文字目まで、25行目43文字目から26行目17文字目まで
3 (19頁)		教職員の非違行為について(報告)(平成24年9月25日付け)	・被害生徒の学業状況	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	③被害生徒の学業状況	・19頁目中、被害生徒の学業状況
			・加害教職員の職名、氏名、生年月日、年齢、担当学年学級	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の職名、年齢、担当学年	・19頁目中、加害教員の職名、年齢及び担当学年
4 (20522頁)		体罰速報(平成24年9月19日付け)	・被害生徒の氏名、年齢、学年学級、性別、傷病の状況、家族構成 ・被害生徒の保護者の意見	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の年齢、学年、性別 ②被害生徒の保護者の続柄 ④被害生徒の保護者の意見	・20頁目表中、被害生徒の年齢、学年、性別及び保護者の続柄 ・21頁目表中、被害生徒の保護者の続柄及び保護者の意見 ・22頁目表中、被害生徒の保護者の続柄
			・加害教職員の職名、氏名、年齢、性別、担当学年学級、担当教科	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の職名、年齢、性別、担当学年	・20頁目表中、加害教員の職名、年齢、性別及び担当学年
5 (23528頁)	③ 豊後高田市立○○中学校	教職員の非違行為(体罰)について(報告) (平成24年10月9日付け)	・被害生徒の氏名、年齢、学年学級、性別、発言、様子、評価内容、意見 ・被害生徒の担任の氏名 ・被害生徒保護者の意見、要望	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の年齢、学年、性別	・25頁目中、被害生徒の年齢、学年及び性別 ・26頁目中、被害生徒の学年 ・27頁目中、被害生徒の学年
			・加害教職員の職名、氏名、印影、年齢、性別、担当学年、担当部活動、経歴、評価内容、謝罪内容、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の職名、氏名、印影、年齢、性別、担当教科、担当学年、担当部活動、経歴 ⑦反省内容(事実関係) ⑧評価内容(校長所見のうち加害教員に対する評価内容を除く部分)	・23頁目中、加害教員の職名及び氏名 ・25頁目表中、加害教員の職名、氏名、年齢、性別、担当教科及び担当学年 ・26頁目表中、加害教員の担当教科、担当学年、担当部活動及び経歴、第2欄第5項4行目33文字目から5行目12文字目まで ・27頁目中、加害教員の氏名及び印影、17行目17文字目から18行目10文字目まで ・28頁目中、加害教員の氏名及び印影、14行目1文字目から17行目27文字目まで
6 (29頁)		体罰速報(平成24年10月4日付け)	・被害生徒の氏名、年齢、学年学級、性別、言動 ・被害生徒の担任の氏名、職名、担当学年学級	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の年齢、学年、性別 ⑥被害生徒の担任の職名、担当学年	・29頁目表中、被害生徒の年齢、学年、性別、担任の職名及び担当学年
			・加害教職員の職名、氏名、年齢、性別、担当教科	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の職名、氏名、年齢、性別、担当教科	・29頁目中、加害教員の職名、氏名、年齢、性別、担当教科及び担当学年
7 (30532頁)		豊後高田市立○○中学校の体罰行為に係る聴取記録(平成24年10月29日付け)	・被害生徒の氏名、学年学級、発言、経歴、学業状況、様子、評価内容、家族構成 ・被害生徒の保護者の意見 ・被害生徒の担任の氏名、職名 ・校長の生年月日 ・事実を知っていた者の役職名	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の学年 ②被害生徒の保護者の続柄 ③被害生徒の学業状況 ⑥被害生徒の担任の職名 ⑨事実を知っていた者の役職名(保護者会での役職名)	・30頁目中、被害生徒の学年 ・31頁目中、被害生徒の保護者の続柄及び担任の職名、20行目3文字目から30文字目まで、同行目42文字目から21行目5文字目まで ・32頁目中、事実を知っていた者の役職名(保護者会での役職名)
			・加害教職員の氏名、印影、生年月日、年齢、職名、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の氏名、印影、年齢、職名	・30頁目中、加害教員の氏名、年齢及び職名 ・31頁目中、加害教員の氏名及び職名 ・32頁目中、加害教員の氏名及び印影

番号	校名	公開請求に係る公文書の件名	非公開情報	非公開理由	公開すべき部分	公開すべき部分の詳細
8 (3360頁)	④ 佐伯市立〇〇中学校	教職員による生徒への体罰について(報告)(平成24年7月23日付け)	・被害生徒の担任、学年主任及び学年長の職名、氏名 ・他校の教職員の評価内容 ・被害生徒の氏名、年齢、性別、学年学級、発言、意見、様子、学業状況、評価内容、家族構成、傷病の状況、治療内容 ・被害生徒と同じクラスの生徒の氏名、イニシャル、発言 ・被害生徒の保護者の氏名、意見、様子、要望 ・被害生徒の家族の学業状況 ・授業名、教室名	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の年齢、性別、学年、体罰発生時の授業名、教室名、治療内容 ②被害生徒の保護者の続柄 ④被害生徒の保護者の意見 ⑥被害生徒の担任の職名、学年主任及び学年長の氏名	・33頁目中、被害生徒の学年、授業名及び教室名 ・34頁目中、被害生徒の授業名、教室名、担任の職名、学年主任の氏名、保護者の続柄及び治療内容 ・35頁目中、被害生徒の保護者の続柄、保護者の意見及び父親の言い分の付番 ・36頁目中、被害生徒の保護者の続柄 ・37頁目中、被害生徒の保護者の続柄 ・39頁目表中、被害生徒の年齢、性別、学年、授業名、教室名及び治療内容 ・40頁目表中、被害生徒の学年主任の氏名及び保護者の続柄、第2欄第6項2行目31文字目から3行目1文字目まで ・41頁目表中、被害生徒の学年、授業名、学年主任の氏名及び保護者の続柄 ・42頁目中、教室名 ・43頁目中、被害生徒の学年、授業名、教室名、備品名及び保護者の続柄 ・44頁目中、被害生徒の保護者の続柄 ・47頁目中、被害生徒の学年、授業名及び教室名 ・48頁目中、被害生徒の学年、学年長の氏名及び保護者の続柄 ・52頁目中、被害生徒の保護者の続柄 ・54頁目中、被害生徒の保護者の続柄 ・57頁目中、被害生徒の保護者の続柄 ・58頁目中、被害生徒の保護者の続柄 ・59頁目中、被害生徒の保護者の続柄
			・加害教職員の職名、氏名、印影、年齢、性別、雇用形態、担当教科、評価内容、謝罪内容、要望、感想、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の職名、氏名、印影、年齢、性別、雇用形態、担当教科 ⑥同僚職員の氏名 ⑦反省内容(事実関係)	・33頁目中、加害教員の職名、氏名及び雇用形態 ・34頁目から38頁目中、加害教員の職名及び氏名 ・39頁目表中、加害教員の職名、氏名、年齢、性別及び担当教科 ・40頁目表中、加害教員の職名及び氏名 ・42頁目中、加害教員の職名 ・44頁目中、12行目7文字目から21文字目まで ・45頁目中、加害教員の氏名及び印影 ・46頁目中、加害教員の氏名及び印影、2行目1文字目から8文字目まで、10行目1文字目から25文字目まで、18行目19文字目から32文字目まで ・47頁目中、加害教員の職名、氏名及び雇用形態 ・48頁目から51頁目中、加害教職員の氏名 ・52頁中、加害教員の職名及び氏名 ・54頁目中、34行目1文字目から4文字目まで ・55頁目中、加害教員の職名及び氏名 ・56頁目中、加害教員の職名、氏名及び雇用形態 ・57頁目中、加害教員の氏名、担当教科及び同僚職員の氏名 ・58頁目中、加害教員の氏名 ・59頁目中、加害教員の職名、氏名、雇用形態、29行目12文字目から30行目3文字目まで、30行目14文字目から19文字目まで、同行目24文字目から31行目9文字目まで、33行目14文字目から30文字目まで ・60頁目中、加害教員の氏名、雇用形態、29行目4文字目から7文字目まで、21文字目から38文字目まで
9 (6163頁)	佐伯市立〇〇中学校■の体罰行為に係る聴取記録(平成24年8月16日付け)	・被害生徒の氏名、学年学級、診断内容、学業状況、家族構成、傷病の状況 ・被害生徒の保護者の意見、様子 ・被害生徒の家族の学業状況 ・授業名、教室名 ・校長の生年月日	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の学年、診断内容、体罰発生時の授業名、教室名 ②被害生徒の保護者の続柄	・61頁目中、被害生徒の学年、授業名、教室名、22行目17文字目から23行目2文字目まで ・62頁目中、被害生徒の保護者の続柄及び授業名	
		・加害教職員の氏名、印影、職名、雇用形態、生年月日、年齢、担当教科、感想、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の氏名、印影、職名、雇用形態、年齢、担当教科	・61頁目中、加害教員の氏名、印影、職名、雇用形態、年齢及び担当教科 ・62頁目中、加害教員の氏名、印影及び職名 ・63頁目中、加害教員の氏名、印影及び職名	
10 (6466頁)	⑤ 大分県立〇〇〇〇高等学校	体罰報告書(平成24年5月22日付け)	・被害生徒の氏名、年齢、性別、学年学科、体罰後の様子、評価内容 ・被害生徒の担任の氏名、担当教科 ・被害生徒の保護者の意見、要望、謝罪に対する対応 ・教室名、授業内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の年齢、性別、学年	・64頁目表中、被害生徒の年齢、性別及び学年
			・加害教職員の職名、氏名、年齢、性別、担当教科、担当学年学科、担当係、担当部活動、感想、評価内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の職名、年齢、性別、担当学年	・64頁目表中、加害教員の職名、年齢、性別及び担当学年
11 (6774頁)		体罰報告書(平成24年8月1日付け)	・被害生徒の氏名、年齢、性別、学年学級、様子、評価内容、イニシャル、家族構成 ・被害生徒と同じクラスの生徒の性別、家族構成 ・被害生徒と同じクラスの生徒の保護者の要望 ・被害生徒の担任の氏名、担当教科 ・被害生徒の保護者の意見、要望、謝罪に対する対応 ・教室名、授業名、授業内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の年齢、性別、学年 ②被害生徒の保護者の続柄 ⑨被害生徒と同じクラスの生徒の保護者の続柄	・67頁目表中、被害生徒の年齢、性別及び学年 ・71頁目表中、被害生徒の学年及び保護者の続柄 ・72頁目表中、被害生徒の学年、被害生徒と同じクラスの生徒の保護者の続柄 ・73頁目中、被害生徒の性別
			・加害教職員の職名、氏名、印影、年齢、性別、担当教科、担当学年学科、担当係、担当部活動、評価内容、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の職名、年齢、性別、担当学年	・67頁目表中、加害教員の職名、年齢、性別及び担当学年 ・73頁目中、加害教員の職名及び担当学年 ・74頁目中、加害教員の職名
12 (75頁)		体罰についての事情聴取記録(平成24年6月11日付け)	・授業名、授業内容 ・被害生徒の氏名、評価内容、発言 ・被害生徒の保護者の意見	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	—	—
			・加害教職員の氏名、印影、生年月日、年齢、職名、 ・加害教職員の感想、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の年齢、職名	・75頁目中、加害教員の職名及び年齢

番号	校名	公開請求に係る公文書の件名	非公開情報	非公開理由	公開すべき部分	公開すべき部分の詳細
13 (765頁)	⑥大分県立○○○高等学校	体罰報告書 (平成24年5月28日付け)	・被害生徒の氏名、年齢、性別、学年学級、意見、要望、学業状況、評価内容、様子、家族構成 ・被害生徒の保護者の意見、要望 ・学年主任らの氏名、担当教科、担当学年	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当	①被害生徒の年齢 ②被害生徒の保護者の続柄 ⑥学年主任らの氏名、担当教科、担当学年	・76頁目中、被害生徒の年齢、学年及び保護者の続柄 ・77頁目中、被害生徒の保護者の続柄 ・79頁目中、被害生徒の学年 ・80頁目中、被害生徒の学年、保護者の続柄及び副学年主任の氏名 ・81頁目中、被害生徒の保護者の続柄 ・83頁目中、被害生徒の学年 ・85頁目中、学年主任らの氏名、担当教科及び担当学年
			・加害教職員の職名、氏名、印影、年齢、性別、担当教科、担当学年、評価内容、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報) 該当	⑤加害教員の職名、氏名、印影、年齢、性別、担当教科、担当学年	・76頁目中、加害教員の職名、氏名、年齢、性別、担当教科、担当学年、第2欄第12項2行目30文字目から3行目7文字目まで ・78頁目中、加害教員の職名、氏名及び印影 ・80頁目中、加害教員の氏名、担当教科、19行目20文字目から29文字目まで ・81頁目中、加害教員の氏名 ・85頁目中、加害教員の氏名、担当教科及び担当学年
14 (86頁)		県立学校教員による体罰事案について	・被害生徒の氏名、年齢、学年学級、様子、意見、家族構成 ・被害生徒の保護者の意見、要望	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当	①被害生徒の年齢、学年 ②被害生徒の保護者の続柄	・86頁目中、被害生徒の年齢、学年及び保護者の続柄
			・加害教職員の氏名、年齢、職名、担当教科、担当学年	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報) 該当	⑤加害教員の氏名、年齢、職名、担当教科、担当学年	・86頁目中、加害教員の職名、氏名、年齢、担当教科及び担当学年
15 (87頁)		体罰について事情聴取記録 (平成24年6月18日付け)	・被害生徒の氏名、性別、評価内容、様子、要望、家族構成 ・被害生徒の保護者の意見	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当	②被害生徒の保護者の続柄	・87頁目中、被害生徒の保護者の続柄
			・加害教職員の氏名、印影、担当教科、生年月日、年齢、職名、担当学年、感想、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報) 該当	⑤加害教員の氏名、印影、担当教科、年齢、職名、担当学年	・87頁目中、加害教員の職名、氏名、印影、年齢、担当教科及び担当学年
16 (88頁)		体罰について事情聴取記録 (平成24年6月19日付け。聴取日時、平成24年6月12日、17:30~18:30)	・被害生徒の氏名、様子 ・被害生徒の保護者の意見 ・被聴取者の氏名、印影、職名、生年月日、年齢	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当	⑥加害教員以外の教員(教頭)の氏名、印影、職名、年齢	・88頁目中、教頭の氏名、印影、職名及び年齢
			・加害教職員の氏名、職名 ・被聴取者の反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報) 該当	⑤加害教員の氏名、職名	・88頁目中、加害教員の職名及び氏名
17 (89頁)		体罰について事情聴取記録 (平成24年6月19日付け。聴取日時、平成24年6月12日、19:00~20:00)	・被害生徒の保護者の意見、要望 ・被聴取者の氏名、印影、職名、生年月日、年齢	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当	⑥加害教員以外の教員(教頭)の氏名、印影、職名、年齢	・89頁目中、教頭の氏名、印影、職名及び年齢
			・加害教職員の氏名 ・被聴取者の反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報) 該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報) 該当	⑤加害教員の氏名、職名	・89頁目中、加害教員の職名及び氏名

番号	校名	公開請求に係る公文書の件名	非公開情報	非公開理由	公開すべき部分	公開すべき部分の詳細
18 (90598頁)	⑦大分県立〇〇高等学校	体罰報告書 (平成24年6月26日付け)	・被害生徒の氏名、生年月日、住所、年齢、性別、学年学級学科、傷病の状況、診断内容、治療内容、家族構成 ・被害生徒の担任の氏名、職名、担当教科 ・教室名、授業名 ・被害生徒の保護者の職場所在地、意見、要望 ・経緯を説明した者の氏名、役職名 ・医師の氏名、印影 ・QRコード	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の年齢、性別、学年、教室名、授業名(一部) ②被害生徒の保護者の続柄 ③経緯を説明した者の役職名(PTA会長)	・90頁目表中、被害生徒の年齢、性別、学年、教室名、第2欄第5項2行目19文字目から32文字目まで ・91頁目表中、被害生徒の保護者の続柄、PTA会長の役職名、第2欄第1項3行目10文字目から15文字目まで、32文字目から34文字目まで、6行目11文字目から34文字目まで ・93頁目中、授業名、被害生徒の保護者の続柄、10行目48文字目から49文字目まで、11行目7文字目から19文字目まで、同行目29文字目から12行目2文字目まで、13行目7文字目から15文字目まで
			・加害教職員の職名、氏名、印影、年齢、性別、担当教科、評価内容、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の職名、氏名、印影、年齢、性別、担当教科 ⑦反省内容(事実関係)	・90頁目表中、加害教員の職名、氏名、年齢、性別、第2欄第2項6文字目から7文字目まで、9文字目から13文字目まで、同欄第4項3行目12文字目から16文字目まで ・91頁目表中、加害教員の職名及び氏名 ・92頁目表中、加害教員の職名、氏名及び担当教科 ・93頁目中、加害教員の氏名及び印影 ・94頁目中、加害教員の職名、氏名及び印影 ・95頁目中、加害教員の氏名
19 (99頁)		事件・事故の概要及び対応報告書 第1号 (平成24年6月25日付け)	・被害生徒の氏名、学年学科、家族構成	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の学年学科	・99頁目表中、被害生徒の学年学科
			・加害教職員の氏名、職名、担当教科	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の氏名、職名、担当教科	・99頁目表中、加害教員の氏名、職名、担当教科及び年齢
20 (100頁)		事件・事故の概要及び対応報告書 第2号 (平成24年6月25日付け)	・被害生徒の氏名、学年学級学科、傷病の状況、診断内容、家族構成、様子	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の学年学科、診断内容 ②被害生徒の保護者の続柄	・100頁目表中、被害生徒の学年及び保護者の続柄、第2欄第8項1文字目から3文字目まで、同欄第9項2行目1文字目から3文字目まで、同項3行目1文字目から3文字目まで、同欄第10項11行目4文字目から18文字目まで
			・加害教職員の氏名、職名	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の氏名、職名	・100頁目表中、加害教員の氏名及び職名
21 (101頁)		事件・事故の概要及び対応報告書 第3号 (平成24年6月25日付け)	・被害生徒の氏名、学年学級学科、傷病の状況、診断内容、家族構成、様子	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の学年学科 ②被害生徒の保護者の続柄	・101頁目表中、被害生徒の学年及び保護者の続柄、第2欄第8項1文字目から3文字目まで、同欄第9項2行目1文字目から3文字目まで、同項3行目1文字目から3文字目まで、同欄第10項10行目1文字目から11行目10文字目まで、13行目10文字目から24文字目まで、同欄第11項3行目7文字目から15文字目まで、20文字目から23文字目、4行目16文字目から29文字目まで
			・加害教職員の氏名、職名	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の氏名、職名	・101頁目表中、加害教員の氏名及び職名
22 (102頁)		体罰に係る保護者意見(〇高校) (平成24年7月25日付け)	・被害生徒の氏名、様子、学業状況、家族構成 ・被害生徒の保護者の職名、意見、要望	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	②被害生徒の保護者の続柄	・102頁目中、被害生徒の保護者の続柄
			・加害教職員の氏名	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の氏名	・102頁目中、加害教員の氏名
23 (103頁)		体罰報告(校長意見) (平成24年6月26日付け)	・被害生徒の氏名、学年学科、学業状況、診断内容 ・被害生徒の保護者の意見	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の学年学科	・103頁目中、被害生徒の学年学科
			・加害教職員の氏名、職名、評価内容、経歴	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の氏名、職名	・103頁目中、加害教員の氏名及び職名
24 (104頁)		体罰について事情聴取記録 (平成24年7月18日付け)	・被害生徒の氏名、学年、評価内容、傷病の状況、意見、様子、家族構成 ・被害生徒の保護者の意見 ・教室名 ・学科主任の氏名	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当	①被害生徒の学年、体罰発生時の教室名 ②被害生徒の保護者の続柄	・104頁目中、被害生徒の学年、保護者の続柄及び教室名
			・加害教職員の氏名、印影、生年月日、担当教科、年齢、職名、感想、反省内容	・条例第7条第1号(個人識別情報)該当 ・条例第7条第5号(事務事業情報)該当	⑤加害教員の氏名、印影、担当教科、年齢、職名	・104頁目中、加害教員の氏名、印影、担当教科、年齢及び職名